

<p style="text-align: center;"><b>国家发展改革委 商务部</b>  <b>关于印发《市场准入负面清单（2022年版）》</b>  <b>的通知</b>  <b>发改体改规〔2022〕397号</b></p> <p>各省、自治区、直辖市人民政府，新疆生产建设兵团，中央和国家机关有关部门：</p> <p>按照党中央、国务院关于开展市场准入负面清单动态调整的部署要求，国家发展改革委、商务部会同各地区各有关部门对《市场准入负面清单（2020年版）》开展全面修订，形成《市场准入负面清单（2022年版）》（以下简称《清单（2022年版）》），经党中央、国务院批准印发。现将有关要求通知如下。</p> <p>一、严格落实“全国一张清单”管理要求。坚决维护市场准入负面清单制度的统一性、严肃性和权威性，确保“一单尽列、单外无单”。按照党中央、国务院要求编制的涉及行业性、领域性、区域性等方面，需要用负面清单管理思路或管理模式出台相关措施的，应纳入全国统一的市场准入负面清单。已经纳入的，各有关部门要做好对地方细化措施的监督指导，确保符合“全国一张清单”管理要求。各地区各部门不得自行发布市场准入性质的负面清单。</p> <p>二、切实履行政府监管责任。各地区各部门要更好发挥政府作用，严格落实法律法规和“三定”规定明确的监管职责，对法律法规和“三定”规定未明确监管职责的，按照“谁审批、谁监管，谁主管、谁监管”的原则，全面夯实监管责任。要落实放管结合、并重要求，坚决纠正“以批代管”“不批不管”等问题，防止出现监管真空。要健全监管规则，创新监管方式，实现事前事中事后全链条全领域监管，提高监管的精准性有效性。要强化反垄断监管，防止资本无序扩张、野蛮生长、违规炒作，冲击经济社会发展秩序。要进一步健全完善与市场准入负面清单制度相适应的准入机制、审批机制、社会信用体系和激励惩戒机制、商事登记制度等，系统集成、协同高效地推进市场准入制度改革工作。</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家發展改革委員會 商務部</b>  <b>《市場參入ネガティブリスト（2022年版）》</b>  <b>印刷・公布に関する通知</b>  <b>发改体改規〔2022〕397号</b></p> <p>各省・自治区・直轄市人民政府、新疆生產建設兵団、中央および国家機關関連部門：</p> <p>中国共産党中央委員会・國務院の市場參入ネガティブリストの動態的調整の実施に関する取り決め・要求に基づき、国家發展改革委員會・商務部は、各地区・各関連部門と共同で《市場參入ネガティブリスト（2020年版）》に対して全面的な改訂を行い、《市場參入ネガティブリスト（2022年版）》（以下、《リスト（2022年版）》）を作成したため、中国共産党中央委員会・國務院の批准を受けて、印刷・公布する。ここに関連要求を以下の通り通知する。</p> <p>一、「全国で一つのリスト」の管理要求を厳格に実行する。市場參入ネガティブリスト制度の統一性・厳格性および權威性の保護を堅持し、「一つのリストにできるだけ列挙し、当リスト以外のリスト無し」を保証する。中国共産党中央委員会・國務院の制定要求に関わる業界性・領域性・地域性などの方面に基づき、ネガティブリストの思考法または管理モデルを用いて関連措置を発表する必要がある場合、全国統一の市場參入ネガティブリストに組み入れなければならない。すでに組み入れている場合、各関連部門は、地方の細分化された措置に対する監督・指導を適切に行い、「全国で一つのリスト」の管理要求に適合していることを保証しなければならない。各地区・各部門は、市場參入の性質を有するネガティブリストを自ら公布してはならない。</p> <p>二、政府による監督管理責任を適切に履行する。各地区・各部門は、政府の機能をさらに適切に発揮し、法律・法規および「三定（職能・機關・人員編成を定めること）」規定により明確化されている監督管理の職責を厳格に実行し、法律・法規および「三定」規定にて明確化されていない監督管理の職責については、「審査批准する者が監督管理し、主管者が監督管理する」という原則に基づき、監督管理の責任を全面的に堅持しなければならない。権限委譲・開放・双方重視の要求を実行し、「批准を以って管理とする」「批准せず、管理せず」などの問題を断固として是正し、監督管理の空白の発生を防止しなければならない。監督管理の規則を整備し、監督管理方式を刷新し、事前・期中・事後の全プロセス・全領域に渡る監</p>
---	---

<p>三、建立违背市场准入负面清单案例归集和通报制度。国家发展改革委同有关部门按照“一案一核查、一案一通报”原则，对违背市场准入负面清单情况进行归集排查，按季度对违背市场准入负面清单的典型案件情况进行通报，有关情况纳入全国城市信用状况动态监测，并在国家发展改革委门户网站和“信用中国”网站向社会公布。对于性质严重案例及相关情况，实行点对点通报约谈。</p> <p>四、深入开展市场准入效能评估试点。进一步完善市场准入效能评估指标体系，将违背市场准入负面清单案例归集情况、督办协调机制建立运行和整改效果作为评估重要内容。注重将信息技术作为重要工作手段，开展效能评估信息化平台建设，探索效能评估结果应用。</p> <p>五、扎实做好清单落地实施工作。对清单所列事项，各地区各部门要持续优化管理方式，严格规范审批行为，优化审批流程，提高审批效率，正确高效地履行职责。清单之外的行业、领域、业务等，各类市场主体皆可依法平等进入，不得违规另设市场准入行政审批。对于需提请修改相关法律、法规、国务院决定的措施，各地区各部门要尽快按法定程序办理，并做好相关规章和规范性文件“立改废”工作。</p> <p>《清单（2022年版）》自发布之日起施行，2020年12月10日发布的《市场准入负面清单（2020年版）》（发改体改规〔2020〕1880号）同时废止。国家发展改革委、商务部会同各地区各部门认真落</p>	<p>督管理を実現させなければならない。独占禁止に対する監督管理を強化し、資本の無秩序な拡張・粗暴な成長・規定違反の投機、経済・社会の発展における秩序への衝撃を防止しなければならない。市場参入ネガティブリスト制度に相応しい参入メカニズム・審査批准メカニズム・社会信用体系および奨励懲戒メカニズム・商事登記制度などをさらに整備・完備し、システムインテグレーション・協同効率化により市場参入制度改革業務を推進させなければならない。</p> <p>三、市場参入ネガティブリストの違反事例の集計および通報制度を構築する。国家發展改革委員会は、関連部門と共同で「案件毎に検査し、案件毎に通報する」という原則に基づき、市場参入ネガティブリストの違反状況について集計・徹底調査を行い、四半期毎に市場参入ネガティブリスト違反の典型的な事例・状況を通報し、関連状況を全国都市信用状況動態モニタリングに組み入れ、併せて国家發展改革委員会のウェブサイトおよび「信用中国」ウェブサイトにおいて社会に公布する。性質が重大な事例および関連状況について、「点对点」方式の通報・面談を実行する。</p> <p>四、市場参入効果評価試行の実施を深化させる。市場参入効果評価指標体系をさらに完備し、市場参入ネガティブリスト違反の事例の集計状況・監督処分協力メカニズムの構築・運用および是正効果を評価の重要内容とする。重要ツール・手段としてのITを重視し、効果評価情報化プラットフォームの構築を行い、効果評価結果の応用を模索する。</p> <p>五、リスト実現・実施業務を適切に行う。リストに列举した事項について、各地区・各部門は、管理方式の最適化を持続し、審査批准行為を厳格に規範化し、審査批准フローを最適化し、審査批准効率を引き上げ、正確かつ効率的に職責を履行しなければならない。リスト以外の業種・分野・業務などについて、各種市場主体はいずれも法に基づき平等に参入することができ、規定に違反して市場参入に関わる行政審査批准を別途設けてはならない。関連法律・法規・国务院が決定した措置の改定を申請する必要がある場合、各地区・各部門は、法定の手順に基づき迅速に手続きを行い、併せて関連規定および規範性文書の「制定・改定・廃止」業務を適切に行わなければならない。</p> <p>《リスト（2022年版）》は、公布日より施行し、2020年12月10日に公布した《市場参入ネガティブリスト（2020年版）》（发改体改规〔2020〕1880号）は、同時に廃止する。国家發展改革委員会・</p>
---	---

党中央、国务院部署要求，扎实做好市场准入负面清单制度组织实施工作。清单实施中的重大情况及时向党中央、国务院报告。

国家发展改革委  
商 务 部  
2022年3月12日

**关于《市场准入负面清单（2022年版）》  
有关情况的说明**

实行市场准入负面清单制度，是党中央、国务院作出的重大决策部署，是加快完善社会主义市场经济体制的重要制度安排。经党中央、国务院批准，《市场准入负面清单（2022年版）》（以下简称《清单（2022年版）》）由国家发展改革委、商务部联合发布。现将有关要求说明如下。

**一、市场准入负面清单事项类型和准入要求。**

市场准入负面清单分为禁止和许可两类事项。对禁止准入事项，市场主体不得进入，行政机关不予审批、核准，不得办理有关手续；对许可准入事项，包括有关资格的要求和程序、技术标准和许可要求等，或由市场主体提出申请，行政机关依法依规作出是否予以准入的决定，或由市场主体依照政府规定的准入条件和准入方式合规进入；对市场准入负面清单以外的行业、领域、业务等，各类市场主体皆可依法平等进入。《清单（2022年版）》列有禁止准入事项6项，许可准入事项111项，共计117项，相比《市场准入负面清单（2020年版）》减少6项。

**二、市场准入负面清单管理措施适用范围。**

市场准入负面清单依法列出中华人民共和国境内禁止或经许可方可投资经营的行业、领域、业务等。针对非投资经营活动的管理措施、准入后管理措施、备案类管理措施、职业资格类管理措施、只针对境外市场主体的管理措施以及针对生态保护红线、自然保护地、饮用水水源保护区等特定地理区域、空间的管理措施等不列入市场准入负面清单，

商務部は、各地区・各部門と共同で中国共産党中央委員会・國務院の取り決め・要求を真摯に実行し、市場参入ネガティブリスト制度の組織化・実施業務を着実かつ適切に行う。リスト実施における重大な状況は、遅滞なく中国共産党中央委員会・國務院に報告する。

国家發展改革委員會  
商 務 部  
2022年3月12日

**《市場参入ネガティブリスト（2022年版）》  
関連状況の説明**

市場参入ネガティブリスト制度の実行は、中国共産党中央委員会・國務院が下した重大な政策決定・取り決めであり、社会主義市場経済体制の完備を加速させる重要制度・計画である。中国共産党中央委員会・國務院の批准を経て、《市場参入ネガティブリスト（2022年版）》（以下、《リスト（2022年版）》）を国家發展改革委員會・商務部が共同で公布する。ここに関連要求を以下の通り説明する。

**一、市場参入ネガティブリストの事項類型および参入要求。**

市場参入ネガティブリストは、禁止および許可の二種類の事項に区分される。参入禁止事項について、市場主体は参入してはならず、行政機関は審査批准・認可せず、関連手続きを取り扱ってはならない；参入許可事項は、関連資格の要求および手順・技術基準および許可の要求などを含む、または市場主体が申請を提出し、行政機関が法に基づき規定に従い参入可否の決定を下す、または市場主体が政府の規定する参入条件および参入方式に基づきコンプライアンスに準拠して参入するものとする；市場参入ネガティブリスト以外の業種・分野・業務などについて、各種市場主体はいずれも法に基づき平等に参入することができる。《リスト（2022年版）》は、参入禁止事項6項目、参入許可事項111項目、計117項目を列举しており、《市場参入ネガティブリスト（2020年版）》と比較して6項目減少した。

**二、市場参入ネガティブリスト管理措置の適用範囲。**

市場参入ネガティブリストは、法に基づき中華人民共和国国内の投資経営を禁止または許可を得てから投資経営が可能となる業種・分野・業務などを列举している。非投資経営活動についての管理措置・参入後の管理措置・備案類管理措置・職業資格類管理措置・国外市場主体のみを対象とした管理措置および生態保護制限・自然保護

从其相关规定。

**三、市场准入负面清单管理措施法定依据。**列入清单的市场准入管理措施，由法律、行政法规、国务院决定或地方性法规设定，省级人民政府规章可设定临时性市场准入管理措施。市场准入负面清单未直接列出的地方对市场准入事项的具体实施性措施且法律依据充分的，按其规定执行。清单实施中，因特殊原因需采取临时性准入管理措施的，经国务院同意，可实时列入清单。为保护公共道德，维护公共利益，有关部门依法履行对文化领域和文化相关新产业的市场准入政策调整和规制的责任。

**四、市场准入负面清单一致性要求。**按照党中央、国务院要求编制的涉及行业性、领域性、区域性等方面，需要用负面清单管理方式出台相关措施的，应纳入全国统一的市场准入负面清单。产业结构调整指导目录、政府核准的投资项目目录纳入市场准入负面清单，地方对两个目录有细化规定的，从其规定。地方国家重点生态功能区和农产品主产区产业准入负面清单（或禁止限制目录）及地方按照党中央、国务院要求制定的地方性产业结构禁止准入目录，统一纳入市场准入负面清单。各地区、各部门不得另行制定市场准入性质的负面清单。

**五、市场准入负面清单与其他准入规定之关系。**市场准入负面清单实施中，我国参加的国际公约、与其他国家签署的双多边条约、与港澳台地区达成的相关安排等另有规定的，按照相关规定执行；涉及跨界（境）河流水资源配置调整的重大水利项目和水电站、跨境电网工程、跨境输气管网等跨境事项，以及涉界河工程、涉外海洋科考，征求外事部门意见。

地・飲用水の水源保護区などの特定地理区域・空間についての管理措置などが市場参入ネガティブリストに列挙されていない場合、その関連規定に従う。

**三、市場参入ネガティブリスト管理措置の法的根拠。**リストに列挙した市場参入管理措置は、法律・行政法規・國務院の決定または地方性法規にて設定したものであり、省級人民政府の規則は、一時的な市場参入管理措置を設定することができる。市場参入ネガティブリストに直接列挙されていない地方の市場参入事項の具体的な実施措置で、かつその法的根拠が十分な場合、その規定に基づき執行する。リストの実施中、特殊な原因により一時的参入管理措置を講じる必要がある場合、國務院の同意を受けて、リアルタイムでリストに列挙することができる。公共の道徳を保護し、公共の利益を守るため、関連部門は、法に基づき文化分野および文化に関わる新たな産業の市場参入政策の調整および規制に対する責任を履行する。

**四、市場参入ネガティブリストの一致性要求。**中国共産党中央委員会・國務院の要求に基づき制定した関連業界性・領域性・地域性などの方面について、ネガティブリストの管理方式を用いて関連措置を發表する必要がある場合、全国統一の市場参入ネガティブリストに組み入れなければならない。産業構造調整指導目録・政府が認可する投資プロジェクト目録は、市場参入ネガティブリストに組み入れ、地方に両目録について細分化された規定がある場合、その規定に従う。地方国家重点生態機能区および農産品主要生産地産業参入ネガティブリスト（または禁止制限目録）および地方が中国共産党中央委員会・國務院の要求に基づき制定する地方性産業構造参入禁止目録は、市場参入ネガティブリストに統一的に組み入れる。各地区・各部門は、市場参入の性質を有するネガティブリストを別途制定してはならない。

**五、市場参入ネガティブリストとその他の参入規定との関係。**市場参入ネガティブリストの実施中、我が国が参加している国際条約・その他国家と締結した二国間・多国間条約・香港／マカオ／台湾地区と合意した関連措置など別の規定がある場合、関連規定に基づき執行する。界（境）を跨ぐ川河水資源の配置の調整に関わる重大水利プロジェクトおよび水力発電所・クロスボーダー送電網工事・クロスボーダー送ガス管などのクロスボーダー事項、および境界を跨ぐ工事・対外的な海洋観測は、外事部門の意見を聴取するものとする。

**六、市场准入负面清单信用承诺及履约要求。**

市场主体以告知承诺方式获得许可但未履行信用承诺的，撤销原发放许可，将其履约践诺情况全面纳入信用记录并共享至全国信用信息共享平台，依法依规开展失信惩戒。对拒不履行司法裁判或行政处罚决定、屡犯不改、造成重大损失的市场主体及其相关责任人，依法依规在一定期限内实施市场和行业禁入措施。

**七、市场准入负面清单综合监管制度。**

要更好发挥政府作用，严格落实法律法规和“三定”规定明确的监管职责，对法律法规和“三定”规定未明确监管职责的，按照“谁审批、谁监管，谁主管、谁监管”的原则，全面夯实监管责任，落实放管结合、并重要求，坚决纠正“以批代管”“不批不管”等问题，防止出现监管真空。要健全监管规则，创新监管方式，实现事前事中事后全链条全领域监管，提高监管的精准性有效性。要强化反垄断监管，防止资本无序扩张、野蛮生长、违规炒作，冲击经济社会发展秩序。建立违背市场准入负面清单案例归集通报制度，开展市场准入效能评估，畅通市场主体意见反馈渠道，多方面归集违背清单要求案例，完善处理回应机制并定期通报，有关信息在国家发展改革委门户网站和“信用中国”网站上公示。

市场准入负面清单由国家发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。

**六、市場参入ネガティブリストの信用承諾および履行要求。**

市場主体が告知承諾方式により許可を取得したものの、信用承諾を履行していない場合、元々与えた許可を取り消し、履行・承諾の状況を全面的に信用記録に組み入れ、全国信用情報共有プラットフォームに共有し、法に基づき規定に従い信用喪失による懲戒を行う。司法裁判または行政処罰の決定の履行を拒絶・何度も違反し是正しない・重大な損失をもたらした市場主体およびその関連責任者に対して、法に基づき規定に従い一定期限内において市場および業種参入禁止措置を実施する。

**七、市場参入ネガティブリスト総合監督管理制度。**

政府の機能をさらに適切に発揮し、法律・法規および「三定」規定により明確化されている監督管理の職責を厳格に実行し、法律・法規および「三定」規定にて明確化されていない監督管理の職責については、「審査批准する者が監督管理し、主管者が監督管理する」という原則に基づき、監督管理の責任を全面的に堅持し、権限委譲・開放・双方重視の要求を実行し、「批准を以って管理とする」「批准せず、管理せず」などの問題を断固として是正し、監督管理の空白の発生を防止しなければならない。監督管理の規則を整備し、監督管理方式を刷新し、事前・期中・事後の全プロセス・全領域に渡る監督管理を実現させ、監督管理の正確性・有効性を引き上げなければならない。独占禁止に対する監督管理を強化し、資本の無秩序な拡張・粗暴な成長・規定違反の投機、経済・社会の発展における秩序への衝撃を防止しなければならない。市場参入ネガティブリストへの違反事例の統計・通報制度を構築し、市場参入機能の評価を行い、市場主体からの意見・フィードバックのためのルートを整備し、リストの要求への違反事例を多方面において統計し、処理対応メカニズムを完備かつ定期的に通報し、関連情報は国家発展改革委員会のウェブサイトおよび「信用中国」ウェブサイト上に公示する。

市場参入ネガティブリストは、国家発展改革委員会・商務部が関連部門と共同で解釈の責を負う。